施設外就労の
留意事項について

2024年11月　県障害福祉課　自立支援グループ

施設外支援と施設外就労

	施設外支援	施設外就労
サービス提供の場所	事業所外	業務請負先の企業内
職員の配置	不要 ※就労移行支援事業所が移行準備支援体制加算を算定する場合は必要	必要 ※当日の施設外就労をおこなう利用者数に対して、報酬算定上必要とされる人数
サービス提供可能な回数	利用者1人あたり原則年180日以内	定めなし
サービス提供可能な人数	利用定員内の人数	利用定員とは別に利用定員と同じ人数まで可能
関連する加算	移行準備支援体制加算（就労移行支援）	なし

POINT
業務請負先の企業ではなく、施設職員が業務指示を出す必要がある点に注意！

施設外就労とは？

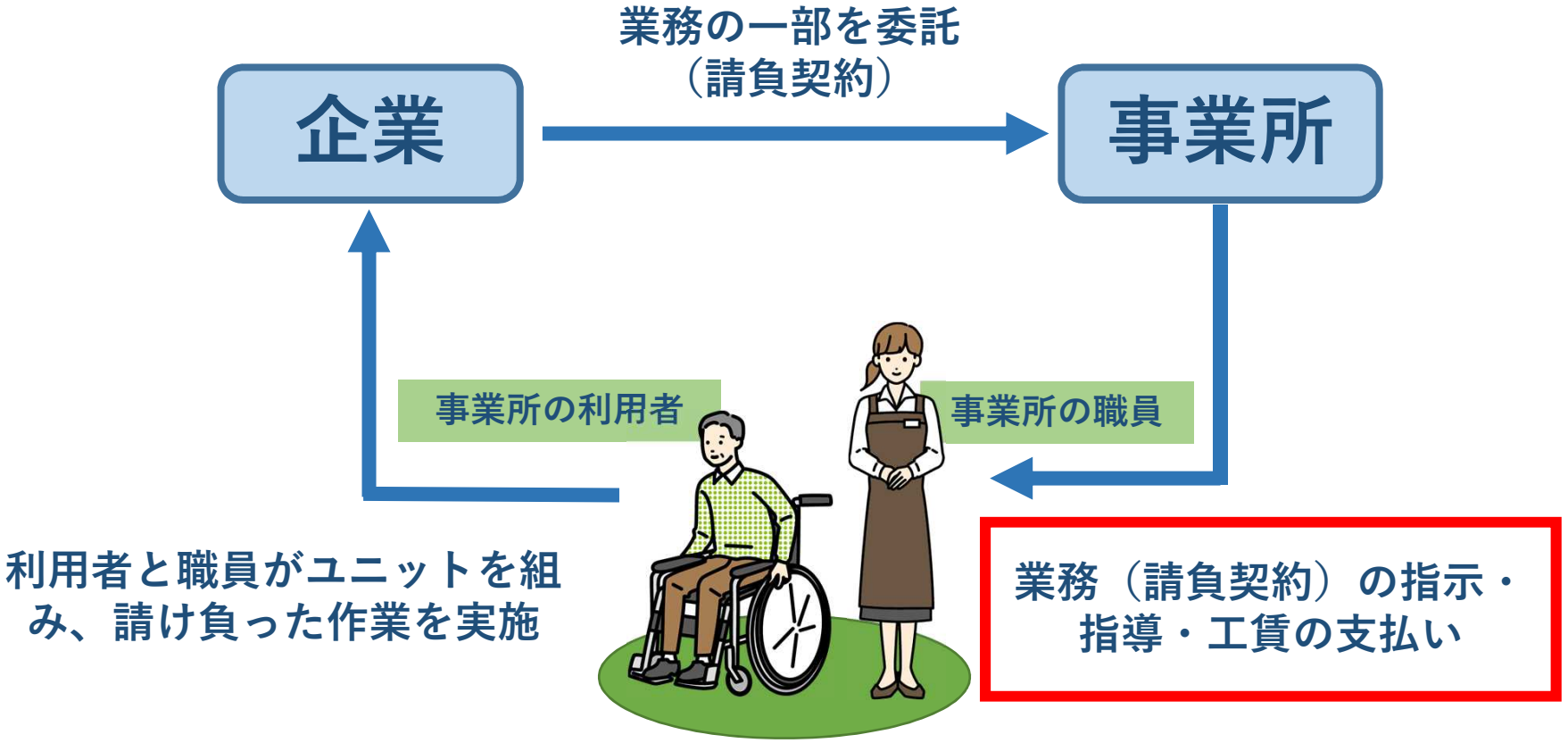
業務の一部を委託
（請負契約）
企業
事業所
事業所の利用者
事業所の職員
利用者と職員がユニットを組み、請け負った作業を実施
業務（請負契約）の指示・指導・工賃の支払い

厚労省からの留意事項通知

イ 請け負った作業についての利用者に対する必要な指導等は、施設外就労先の企業ではなく、事業所が行うこと。
（ア）事業所は請け負った作業を施設外就労先の企業から独立して行い、利用者に対する指導等については事業所が自ら行うこと。
（イ）事業所が請け負った作業について、利用者と施設外就労先の企業の従業員が共同で処理していないこと。

エ 施設の運営規程に施設外就労について明記し、当該就労について規則を設けるとともに、対象者は事前に個別支援計画に規定すること。また、訓練目標に対する達成度の評価等を行った結果、必要と認められる場合には、施設外就労の目標その他個別支援計画の内容の見直しを行うこと。

カ 施設外就労に随行する支援員の業務
施設外就労に随行する支援員は、就労先企業等の協力を得て、以下の業務を行う。
（ア）事業の対象となる障害者の作業程度、意向、能力等の状況把握
（イ）施設外就労先の企業における作業の実施に向けての調整
（ウ）作業指導等、対象者が施設外就労を行うために必要な支援
（エ）施設外就労についてのノウハウの蓄積及び提供
（オ）施設外就労先の企業や対象者の家族との連携
（カ）その他上記以外に必要な業務